

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区保健衛生部健康推進課及び保健サービスセンターは、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

文京区長

## 公表日

令和5年9月20日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
②事務の内容	<p>【健康増進法19条の2 関係事務】</p> <p>1 がん検診 生活習慣病予防対策の一環として、各種がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療に努めるとともに、がんについての正しい知識の普及及び啓発を図る。 &lt;対象&gt; 大腸がん・肺がん・胃がん(バリウム):40歳以上 胃がん(内視鏡):50歳以上偶数年齢 子宮がん:20歳以上偶数年齢の女性 乳がん:40歳以上偶数年齢の女性</p> <p>2 歯周疾患検診 成人の口腔衛生の保持増進を図ることを目的として、歯周疾患検診を実施する。 &lt;対象&gt; 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・76・81歳</p> <p>3 肝炎ウイルス検査 肝炎ウイルスの早期発見により、肝炎等による健康障害を回避することを目的として、肝炎ウイルス検査を実施する。 &lt;対象&gt; 40歳 40歳以上で過去に一度も肝炎検査を受診したことのない方 40歳以上で当年度の健康診査の結果、医師が必要と認めた方</p> <p>4 骨粗しょう症健診 骨粗しょう症の予防と早期発見・治療を目的として、骨粗しょう症健診を実施する。 &lt;対象&gt; 20～70歳までの5歳毎の女性</p>
③対象人数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	がん検診システム
②システムの機能	<p>1 受診情報・通知送付履歴等の照会 2 検診対象者の抽出 3 各種帳票の出力 4 手入力・パンチデータ取り込みによる各種検診結果の登録及びエラーチェック 5 国等への報告用データの算出 6 統計分析機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等      [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ) )</p>
システム2～5	

システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 団体内統合宛名番号管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 団体内統合宛名番号の付番を行う。</li> <li>▪ 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とをひも付けて管理する。</li> </ul> </li> <li>2 宛名情報管理 氏名・住所等の基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。</li> <li>3 中間サーバー連携 中間サーバーとのオンラインデータ連携及びオフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 中間サーバープラットフォーム )</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバープラットフォーム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 符号の管理 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である情報提供用個人識別符号(以下「符号」という。)と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号をひも付け、その情報を保管し、及び管理する。</li> <li>2 情報照会 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介し、特定個人情報(連携対象)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</li> <li>3 情報提供 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</li> <li>4 既存システムとの接続 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</li> <li>5 情報提供等の記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等の記録を生成し、保管し、及び管理する。</li> <li>6 情報提供データベースの管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保有し、及び管理する。</li> <li>7 データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。</li> <li>8 セキュリティ管理 セキュリティを管理する。</li> <li>9 操作者認証及び権限の管理 中間サーバーを利用する操作者のアクセス権限や操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</li> <li>10 システム管理 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知及び保管切れ情報の消去を行う。</li> </ol>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
健康増進情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の76の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <small>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>
②法令上の根拠	<small>&lt;情報照会&gt;</small> 番号法第19条第8号及び別表第2の102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条 <small>&lt;情報提供&gt;</small> 番号法第19条第8号及び別表第2の102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健衛生部健康推進課(骨粗しょう症以外)、保健サービスセンター(骨粗しょう症)
②所属長の役職名	保健衛生部健康推進課長(骨粗しょう症以外)、保健サービスセンター所長(骨粗しょう症)
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康増進情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進法第19条の2に基づき実施する各種検診の対象者(以下「健康増進事業対象者」という。)
その必要性	健康増進事業対象者の抽出及び受診情報の管理を行う必要があるため 【団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)】 がん検診システム及び中間サーバーとの連携を行うため、本特定個人情報ファイル(団体内統合宛名ファイル)において、健康増進事業受診者の情報を保有し、常に正確に更新・管理・連携をする必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>【識別情報】 ・自治体内で個人を正確に特定するために保有する。</li> <li>【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するために保有する。</li> <li>【業務関係情報】 ・検診結果に基づく精密検査対象者等の抽出を行うために保有する。</li> </ul> 【団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)】 個人番号、団体内統合宛名番号、基本4情報、がん検診システム及び中間サーバーとの連携を行い、健康増進事業の受診者が各検診結果を一元管理できるようにする必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和4年1月1日
⑥事務担当部署	保健衛生部健康推進課、保健サービスセンター

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 戸籍住民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 検診実施医療機関 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )							
③使用目的 ※	<p>健康増進事業の実施に当たり、特定個人情報による対象者の検索・特定を行うため 対象者の抽出及び受診券等通知の発送を行うため</p> <p>【団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)】 がん検診システム及び中間サーバーとの連携を行うため、本特定個人情報ファイル(団体内統合宛名ファイル)において、健康増進事業受診者の情報を保有し、常に正確に更新・管理・連携をする必要がある。</p>							
④使用の主体	使用部署 保健衛生部健康推進課、保健サービスセンター							
	使用者数 [ 10人以上50人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生年月日、性別、受診履歴等により対象者の条件を設定し、対象者データの抽出を行う。</li> <li>・ 受診券再発行の際、年齢・性別、受診履歴等により対象者であることを確認する。</li> <li>・ 健診等の結果データを取り込み、その後の対象者抽出の条件として使用するほか、統計情報の抽出に使用する。</li> </ul>							
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">情報の突合</td> <td>既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)の宛名番号、氏名、年齢、生年月日、性別、住所により突合</td> </tr> </table>	情報の突合	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)の宛名番号、氏名、年齢、生年月日、性別、住所により突合					
情報の突合	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)の宛名番号、氏名、年齢、生年月日、性別、住所により突合							
⑥使用開始日	令和4年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	がん検診システムの保守・改修業務	
①委託内容	がん検診システムの保守・改修業務をシステム開発業者に委託	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 両備システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	検診データ標準化対応保守委託	
①委託内容	検診データ標準化対応取込ツール及び副本登録の保守業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 両備システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	





(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙参照



3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 個人番号利用事務以外の部門において既存住基システムを利用した照会(他課照会)では、利用権限により個人番号がマスク表示された状態となるような仕組みが施されている。</p> <p>2 がん検診システムの稼働するLANは、インターネットや情報系LANとネットワークが分離しており、外部から侵入できない。</p> <p>3 がん検診システムにおいて、個人番号の照会・検索権限は付与されておらず、画面上非表示となっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>がん検診システムが利用可能な職員を限定し、ユーザID・パスワード・指紋による認証(ログイン)を実施している。認証(ログイン)後は、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>【団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)における管理方法】</p> <p>1 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)では、ユーザID・パスワード・生体認証による認証(ログイン)を行い、認証(ログイン)後は操作権限に応じて、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制御することで、不正使用が行えないよう対応している。</p> <p>2 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)では、利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末からの使用ができないように対応している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>[特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク]</p> <p>1 特定個人情報ファイルはサーバー内のデータベースに保存されており、クライアント端末(職員が利用している端末)には保存されず、複製もできない仕組みとなっている。</p> <p>2 システムのバックアップデータはサーバー内に保管されており、直接特定個人情報閲覧することはできない。保守委託先のSEのみがアクセスでき、システムにバックアップデータを取り込むことで初めて特定個人情報が閲覧可能となる仕組みだが、SEに特定個人情報の閲覧権限は付与されていない。</p> <p>3 個人番号等を保持するテーブルと検診情報等を保持するテーブルは別となっており、個人番号を使用しない事務では個人番号を保持するテーブルにアクセスできない仕組みとなっている。</p> <p>4 作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</p> <p>[従事者が事務外で使用するリスク]</p> <p>個人情報保護に関する研修や情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏えい時の罰則、アクセスログが確実に記録されていること等についても、従事者に周知徹底している。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	1 個人情報の保護に関する法令を遵守し、特定個人情報を適切に取り扱うこと。 2 契約の業務に関して知り得た特定個人情報の内容を他に漏らしたり、不当な目的に使用しないこと（契約が終了又は解除された後も、同様とする。） 3 契約の目的以外の利用や第三者への提供を行わないこと。 4 文京区の承諾なしに複写や複製を行わないこと。 5 特定個人情報の閲覧者、更新者を制限するとともに、使用する者を申請すること。 6 利用するユーザID、パスワードを第三者に提供しないこと。 7 文京区は、必要があると認められたときは、この契約に関して取り扱う特定個人情報の管理状況について、立入調査を行うことができること。 8 契約に係る業務のため収集、作成した特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損があった場合は、直ちに文京区に報告すること。 9 これらの規定に違反した場合は、事実を公表することができる。さらに、受託業者が文京区民等の第三者や文京区に損害を与えたときは、受託業者はその損害にかかる費用を負担すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可する場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ O ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)における措置】</p> <p>1 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)では、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証(ログイン)を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。</p> <p>2 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)では、ユーザIDによる認証(ログイン)と認可(処理権限の付与)機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェア(※1)における措置】</p> <p>1 情報照会機能(※2)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※3)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理(認可された運用権限の管理)機能(※4)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 中間サーバー・ソフトウェア: 中間サーバー上で動作するプログラム等のソフトウェア類</p> <p>(※2) 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※3) 照会許可照合リスト: 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※4) 中間サーバーの職員認証・権限管理(認可された運用権限の管理)機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)における措置】</p> <p>1 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)では、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証(ログイン)を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。</p> <p>2 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)では、ユーザIDによる認証(ログイン)と認可(処理権限の付与)機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2 情報提供機能により情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3 機微情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4 中間サーバーの職員認証・権限管理(認可された運用権限の管理)機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>※情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】

- 1 中間サーバーの職員認証・権限管理(認可された運用権限の管理)機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われているリスクに対応している。

【中間サーバープラットフォームにおける措置】

- 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの関係は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- 2 中間サーバーと団体についてはVPN(※)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- 3 中間サーバープラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバープラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを最小化する。

(※)VPN: インターネットや通信事業者が持つ公衆ネットワーク(回線)を使用して拠点間を接続する場合に、仮想的に、専用ネットワーク(回線)を使用して接続する技術

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	1 職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を推奨している。 2 1年に1度の割合で、対象職員に対し情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 3 新たに採用された非常勤職員に対しがん検診システムの操作権限を付与する前に情報セキュリティに関する研修を実施している。 4 違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る旨周知する。 5 受託業者に対しては、契約内容に特定個人情報を含めた個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。
10. その他のリスク対策	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	【骨粗しょう症健診以外】 文京区保健衛生部健康推進課 【骨粗しょう症健診】 文京区保健衛生部保健サービスセンター 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-3812-7111
②請求方法	文京シビックセンター2階 行政情報センターにて受け付ける。 また、郵送による請求も受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	【骨粗しょう症健診以外】 文京区保健衛生部健康推進課 【骨粗しょう症健診】 文京区保健衛生部保健サービスセンター 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-3812-7111
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年11月12日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和3年10月22日
②方法	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会にて第三者点検を実施した。
③結果	個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価が適切に行われているものと認められた。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月25日	I-2-システム2 ③他のシステムとの接続	[ ]庁内連携システム、[○]その他(がん検診システム、中間サーバープラットフォーム)	[○]庁内連携システム、[○]その他(中間サーバープラットフォーム)	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和5年9月20日	IV-1-①請求先	※利用停止請求は、文京区個人情報の保護に関する条例(平成5年文京区条例第6号)において、「削除請求」及び「利用中止請求」に該当	削除	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和5年9月20日	IV-1-②請求方法	記載なし	「また、郵送による請求も受け付ける。」を追加。	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和5年9月20日	I-1-②事務の概要	2 歯周疾患検診 成人の口腔衛生の保持増進を図ることを目的として、歯周疾患検診を実施する。 <対象> 30・35・40・45・50・55・60・65・70・76・81歳	2 歯周疾患検診 成人の口腔衛生の保持増進を図ることを目的として、歯周疾患検診を実施する。 <対象> 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・76・81歳	事後	対象年齢の拡大による変更

個人基本情報			胃がん検診		子宮がん検診		
1	宛番号	53	送 方書日本語	1	西暦年度	1	西暦年度
2	世帯番号	54	送 方書バーコード	2	宛番号	2	宛番号
3	宛番号予備	55	送 宛先人氏名	3	受診日	3	受診日
4	世帯番号予備	56	後見人	4	性別	4	性別
5	処理区分	57	送 予備 2	5	受診日年齢	5	受診日年齢
6	カナ氏名	58	送 予備 3	6	年度末年齢	6	年度末年齢
7	漢字氏名	59	送 予備 4	7	基準日年齢	7	基準日年齢
8	通称カナ氏名	60	送 予備 5	8	受診時国保区分	8	受診時国保区分
9	通称氏名	61	送 フラグ	9	請求日(月)	9	請求日(月)
10	住民情報表示区分	62	要支援者情報	10	総合検診区分	10	総合検診区分
11	生年月日	63	個人発生連番	11	検診方式	11	検診方式
12	性別	64	小学校区(就学前)	12	実施医療機関	12	実施医療機関
13	続柄 1	65	中学校区(就学前)	13	検診会場	13	検診会場
14	続柄 2	66	個人予備 5	14	受診番号	14	受診番号
15	続柄 3	67	個人情報表示設定 2	15	総合指導区分	15	標本の種類
16	続柄 4	68	個人情報表示設定 3	16	偶発症の有無	16	細胞採取器具
17	異動事由	69	個人情報表示設定 4	17	特記事項	17	検体の適否
18	異動日	70	個人情報表示設定 5	18	精検受診状況	18	頸部ベセスダ判定
19	異動届出日	71	ソート用続柄	19	精検受診日	19	頸部ベセスダ区分
20	住民になった事由	72	総合被保険者番号	20	精検診断名	20	頸部クラス判定
21	住民になった 異動日	73	外国人住民日	21	精検指導区分	21	頸部クラス区分
22	住民になった 届出日	74	第30条45規定区分	22	検査方法	22	体部判定
23	住民でなくなった事由	75	在留資格	23	生検	23	体部分
24	住民でなくなった 異動日	76	在留期間等(yymmddd)	24	再検査の必要性	24	総合指導区分
25	住民でなくなった 届出日	77	在留期間等終了日	25	電話番号	25	重篤な偶発症
26	住定日 事由	78	在留カード等番号	26	所見日本語	26	無料クーポン利用
27	住定日	79	氏名文字数	27	診断名日本語	27	特記事項
28	住定日 届出日	80	通称名優先氏名文字数	28	検査医判定	28	精検受診状況
29	住民区分	81	送付用優先氏名文字数	29	自覚症状	29	精検受診日
30	外国人判定	82	検索用カナ氏名	30	部位①	30	精検診断名
31	国籍	83	検索用通称カナ氏名	31	部位②	31	精検指導区分
32	家族判定	84	個人住所コード	32	所見	32	交付番号
33	家族判定 順位	85	個人町内会コード	33	診断名	33	受付日
34	特徴判定	86	個人住所日本語	34	指導区分	34	判定日
35	普徴判定	87	個人地番甲乙判定			35	臨床診断
36	課税区分	88	個人地番 本番			36	初再検区分
37	所得割	89	個人地番 枝番			37	採取部位
38	個人用電話番号(携帯・PHS)	90	個人地番 末番			38	頸部指導方針
39	個人用小学校区	91	個人地番編集区分			39	体部指導方針
40	個人用中学校区	92	個人方書コード			40	細胞検査士
41	Eメール 1	93	個人方書日本語			41	判定医
42	Eメール 2	94	個人方書バーコード			42	作成日
43	転入前住所	95	個人郵便番号			43	ベセスダ
44	転出後住所	96	統合宛番号			44	不適正の理由
45	総合登録番号					45	診断名
46	送付用市内住所コード					46	指導区分
47	送 郵便番号					47	主訴
48	送 丁番号						
49	送 本番						
50	送 枝番						
51	送 末番						
52	送 住所日本語						



歯周疾患検診					
1	西暦年度	53	DMFT	105	問診8
2	宛名番号	54	C P I T N 17・16	106	問診9
3	受診日	55	C P I T N 11	107	問診10
4	性別	56	C P I T N 26・27	108	問診11
5	受診日年齢	57	C P I T N 37・36	109	問診12
6	年度末年齢	58	C P I T N 31	110	問診13
7	基準日年齢	59	C P I T N 46・47	111	問診14
8	受診時国保区分	60	C P I T N の最大値	112	問診15
9	請求日 (月)	61	歯石 17	113	補綴処置不要歯数
10	総合検診区分	62	歯石 16	114	BOP最大値
11	検診方式	63	歯石 11	115	PD最大値
12	実施医療機関	64	歯石 26	116	智歯を除く喪失歯数
13	検診会場	65	歯石 27	117	歯石の付着
14	受診番号	66	歯石 37	118	咬筋
15	DMF 18	67	歯石 36	119	側頭筋
16	DMF 17	68	歯石 31	120	RSST
17	DMF 16	69	歯石 46	121	今後の方針
18	DMF 15	70	歯石 47	122	問診1ある内容
19	DMF 14	71	歯石沈着率	123	問診2不満不自由内容
20	DMF 13	72	出血 17	124	問診2その他内容
21	DMF 12	73	出血 16	125	問診9現在ある本数
22	DMF 11	74	出血 11	126	歯列咬合あり内容
23	DMF 21	75	出血 26	127	顎関節あり内容
24	DMF 22	76	出血 27	128	粘膜あり内容
25	DMF 23	77	出血 37	129	その他あり内容
26	DMF 24	78	出血 36	130	今後の方針その他内容
27	DMF 25	79	出血 31	131	その他の所見
28	DMF 26	80	出血 46		
29	DMF 27	81	出血 47		
30	DMF 28	82	出血率		
31	DMF 48	83	歯垢付着状況 16		
32	DMF 47	84	歯垢付着状況 11		
33	DMF 46	85	歯垢付着状況 26		
34	DMF 45	86	歯垢付着状況 36		
35	DMF 44	87	歯垢付着状況 31		
36	DMF 43	88	歯垢付着状況 46		
37	DMF 42	89	歯垢付着状況の平均値		
38	DMF 41	90	口腔内の状態		
39	DMF 31	91	歯の状態		
40	DMF 32	92	総合指導区分		
41	DMF 33	93	特記事項		
42	DMF 34	94	精検受診状況		
43	DMF 35	95	精検受診日		
44	DMF 36	96	精検診断名		
45	DMF 37	97	精検指導区分		
46	DMF 38	98	問診1		
47	健全歯数	99	問診2		
48	未処置歯数	100	問診3		
49	処置歯数	101	問診4		
50	現在歯数	102	問診5		
51	要補綴歯数	103	問診6		
52	欠損補綴歯数	104	問診7		



子宮がん検診精密検査		乳がん検診精密検査	
1	西暦年度	1	西暦年度
2	宛名番号	2	宛名番号
3	受診日（精密検査実施日）	3	受診日
4	性別	4	性別
5	受診日年齢	5	受診日年齢
6	年度末年齢	6	年度末年齢
7	基準日年齢	7	基準日年齢
8	受診時国保区分	8	受診時国保区分
9	請求日（月）	9	請求日（月）
10	総合検診区分	10	総合検診区分
11	実施医療機関	11	実施医療機関
12	受診番号	12	受診番号
13	一次検診受診有無	13	一次検診受診有無
14	一次検診受診日	14	一次検診受診日
15	結果	15	結果
16	原発性がん	16	原発性がん
17	上皮内がん	17	早期がん
18	微小浸潤がん	18	非浸潤がん
19	総合指導区分	19	総合指導区分
20	重篤な偶発症	20	重篤な偶発症
21	特記事項	21	特記事項
22	初診再診区分	22	精密検査結果
23	一次検査判定	23	精密検査結果-乳がん
24	一次判定頸部判定	24	精密検査結果-その他
25	一次判定体部判定	25	組織診断
26	コルポ採取日	26	組織診断-特殊型
27	コルポ所見	27	組織診断-その他
28	コルポ検査医療機関	28	診断方法
29	H P V 採取日	29	診断方法-その他
30	H P V 結果	30	指示
31	H P V 検査医療機関	31	紹介先医療機関名
32	頸部細胞採取日	32	医療機関電話番号
33	頸部クラス分類	33	担当医師
34	頸部細胞検査医療機関	34	記載日
35	体部細胞採取日	35	報告日
36	体部判定	36	報告医療機関
37	体部細胞検査医療機関	37	実施医療機関-その他
38	組織検査採取日	38	報告医療機関-その他
39	組織検査病変	39	診断名
40	組織検査医療機関	40	指導区分
41	治療実施日		
42	治療詳細		
43	治療医療機関		
44	頸部確定日		
45	頸部確定病変		
46	頸部確定医療機関		
47	体部確定日		
48	体部確定病変		
49	体部確定医療機関		
50	診断名		
51	指導区分		



